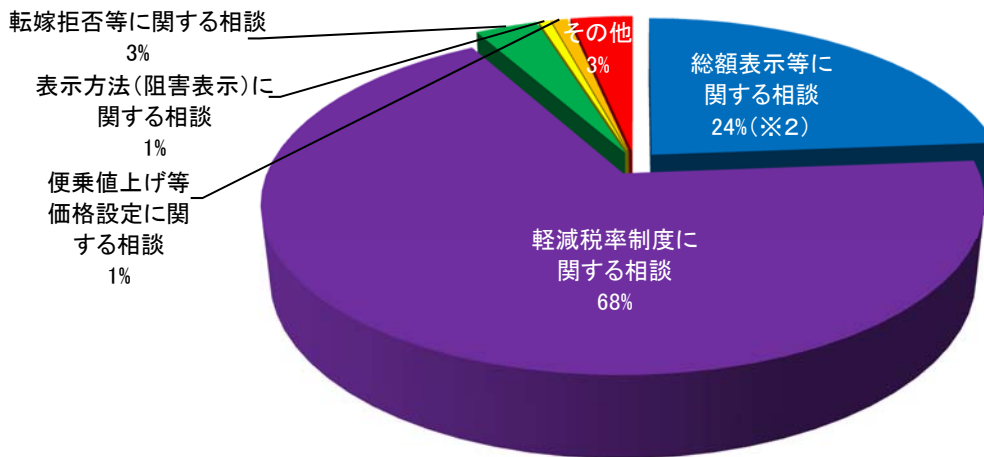


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 8 月(8/1～8/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

8 月の相談件数：電話 309 件、メール 19 件  
【相談内容（全 328 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 車のリース契約の取引に適用される消費税率について、8%の消費税率引上げのときには、一定のものについては経過措置として改正前の消費税率(5%)が適用されるとされていましたが、10%の消費税率引上げのときにも同様の定めがされているのか教えていただけますか。

A. 平成 31 年(2019 年)10 月の改正においても、同様に資産の貸付けに係る経過措置が設けられていることから、平成 25 年 10 月 1 日から平成 31 年(2019 年)3 月 31 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日前から同日以後引き続き当該資産に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当するときは、平成 31 年(2019 年)10 月 1 日以後に行う当該貸付についても、税率 8%が適用されます。

なお、個々の取引における経過措置の適用の有無については、契約内容等に基づき、個別具体的な判断が必要となります。経過措置の適用の可否等、個々の契約における消費税の取扱いについて詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 18%、消費税一般に関する相談が 82%

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 個人事業主です。取引先事業者との取引価格について、契約書には税込の金額が記載されています。平成31年(2019年)10月1日、消費税率が8%から10%に上がった際、契約書に取引価格が税込の金額で記載されていることを理由に、取引価格を据え置かれてしまうのではないかと心配です。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

契約書に税込の金額が記載されているとの理由のみで取引価格を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 消費者です。駐車場の使用料について、駐車場の貸主から、消費税率が10%に引き上げられる平成31年(2019年)10月分から消費税率引上げ分を値上げする旨の通知が来ました。これは便乗値上げには当たらないのでしょうか。

A. 便乗値上げとは、事業者が消費者向け取引において、他に合理的な理由がないにもかかわらず、税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合を言います。

ご相談の駐車場の使用料の値上げについて、消費税率引上げ分の値上げであれば、便乗値上げには当たりません。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 事業者です。軽減税率制度の内容についてお尋ねします。

「水」についてですが、飲料として販売したり、または工業用に使用する目的として販売することもあると思いますが、「飲料」であるか「工業用」であるかの譲渡目的については事業者側が決定してよいのでしょうか。

A. 軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)で行うこととなります。したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

問合せ先

内閣府消費税率転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610